

広島空港アクセス尾道路線利用促進業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が「広島空港アクセス尾道路線利用促進業務」における受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、広島空港アクセス尾道路線（以下「尾道路線」という。）において、尾道路線の利用促進に向けて、マスメディア・インターネットメディアを活用した効果的かつ戦略的な広報、広告、プロモーション等を展開することにより、尾道路線に対する認知及び興味・関心を向上させ、もって潜在的利用者の掘り起こしを図るものである。

2 事業予算額

5,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 業務の期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務の内容

（1）ターゲティング

ア ターゲット層

（ア）地域

首都圏

（イ）年代・性別

20代女性、40代後半～60代の男性・女性

イ 設定理由

尾道には、瀬戸内海に点在する美しい島々でのお洒落な雑貨屋やカフェ巡り等による島旅や、それらを結ぶしまなみ海道でのサイクリングなど、主に20代女性に対し、訴求力の高い観光コンテンツが豊富に存在するため。

また、千光寺をはじめとする神社仏閣や尾道を舞台にした文学、映画のロケ地巡り、本通り商店街や歴史情緒溢れるレトロな町並みなど、主にプレシニア・シニア層への訴求も見込めるため。

（2）KPI（アウトカム指標）

尾道路線「でベライナー（尾道広島空港デマンド）」の登録者数：550人以上

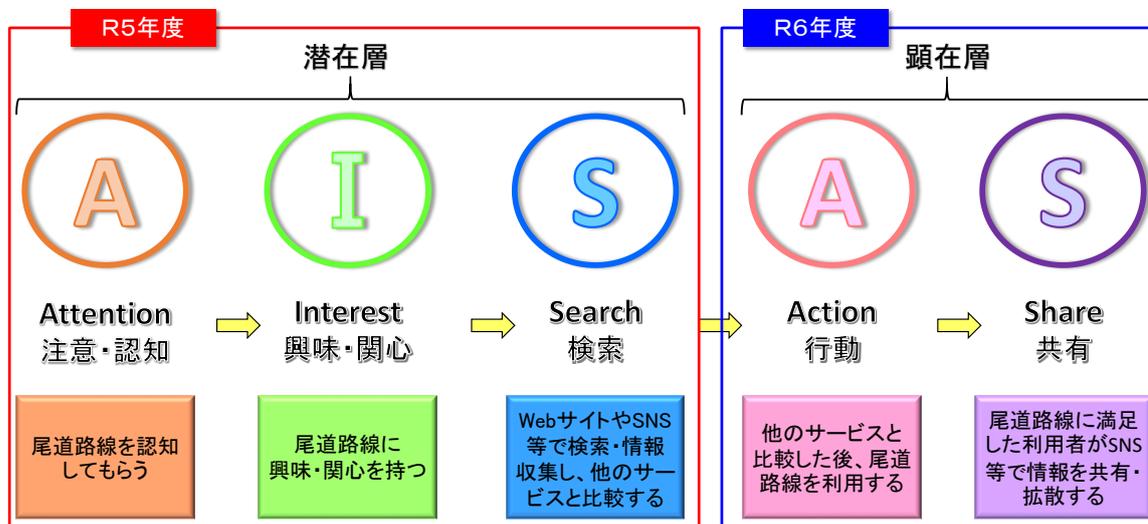
（3）取組内容

ア 取組方針

上記ターゲット層に対し、次に示す消費行動モデルに基づき取組を実施する。

令和5年度は、潜在需要の掘り起こしに主眼を置き、尾道路線に対する行動プロセスを「注意・認知（A：Attention）」、「興味・関心（I：Interest）」、「検索（S：Search）」へと段階的に移行させるために、各段階における効果的な取組を戦略的に進めていく。

【消費行動モデル：A I S A Sモデル】



イ 取組の内容

(ア) 課題の分析

K P I の達成に向けて、尾道路線における「注意・認知（A：Attention）」、「興味・関心（I：Interest）」、「検索（S：Search）」の各段階について、ターゲット層の特性を踏まえた上で、それぞれの課題を分析すること。

(イ) 取組の実施

課題の分析により、尾道路線における行動プロセスを次の段階に移行させていく上で障壁となっている各段階ごとのボトルネックを明確にするとともに、その解消に資する効果的かつ戦略的な取組をそれぞれ実施すること。

(ウ) アウトプット指標

各段階ごとに、上記の取組に応じた任意のアウトプット指標を設定し、K P I 達成までの具体的な目論見を立てること。

また、設定した各アウトプット指標に対し、適宜、取組の効果を検証・評価するとともに、当初の目論見から変調をきたしている場合は、取組内容の改善を図るなど、K P I の達成に向けて、P D C A サイクルの徹底による質の高い業務マネジメントに不断に取り組むこと。

5 成果品及び提出期限

業務実施報告書（任意様式） 紙媒体及び電子データ〔提出期限：令和6年3月31日〕

6 契約に関する条件等

(1) 再委託

受託者は、協議会の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはでき

ない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 17 日広島県条例第 53 号。）を遵守しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

7 留意事項

- (1) 受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。

➤ 参考：尾道路線「でべライナー」について

【概要】

- ・令和5年7月20日から運行開始
- ・広島空港と尾道市街・向島を結ぶアクセス路線
- ・尾道市街や向島の計約80箇所から乗降場所を選択するデマンド型乗合方式

詳細は右記（運行事業者：大平交通㈱HP）参照 <https://taihei-kotsu.com/ainori/>

【利用促進に係る取組の現状】

- ・運行開始時における新聞記事等への掲載
- ・運行事業者のHPやSNSでの発信
- ・尾道観光協会等のHPでの周知等
- ・関係企業へのチラシ配布による周知等

